

(意見書案第 15 号)

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

夫婦が必ず同じ姓を名乗ることとしている夫婦同氏制度のもとでは、婚姻による改姓に伴い、本人の同一性が確認できなくなり、職業生活などにおいて不利益を被るといった事態が生じている。

このような状況下において、平成 27 年 12 月、最高裁判所大法廷は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と定める民法第 750 条の規定が憲法に違反するかどうか争われた訴訟において、合憲とする判断を示し「この種の制度のあり方は、国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならないというべきである」とした。

また、これまでも夫婦同姓を義務付けているのは、世界でも日本だけという指摘がされてきた。国民の意識としても、平成 30 年 2 月に公表された内閣府の世論調査で、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成が 42.5%と反対の 29.3%を上回り、大きな変化が見られてきている。

よって、国においては、国民の価値観の多様化や世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別姓制度の導入のための法整備を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 13 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

} 宛